

# 山形県吹奏楽コンクール 実施規定

## 第1章 総 則

### 第1条（大会名称）

この大会は「山形県吹奏楽コンクール」（以下県大会）という。

### 第2条（実施）

県大会は、各地区吹奏楽連盟（以下地区吹連）から推薦された団体の参加により、毎年7月ないし8月に実施する。

### 第3条（各地区からの推薦）

選出母体となる地区連盟は次のとおりとする。

村山地区吹奏楽連盟 最北地区吹奏楽連盟 置賜地区吹奏楽連盟  
田川地区吹奏楽連盟 飽海地区吹奏楽連盟

### 第4条（各地区からの推薦数）

地区大会において、出場団体数の1/2（端数切り上げ）を推薦することができる。

- 2 シード団体は、各地区からの推薦数の枠外とすることができる。
- 3 1項の数に加えて、理事会で協議の上で各地区の推薦数を増減させることができる。

### 第5条（シード団体）

前年度東北吹奏楽コンクール（以下東北大会）に出場した団体は、その年に限りシード団体として県大会に出場することができる。ただしこの場合でも、シード団体は地区大会に参加しなければならない。

- 2 前年度単独団体で東北大会に出場した団体は、合同バンドを編成してもシード権を有するものとする。
- 3 前年度合同バンドで東北大会に出場した団体は、同一の合同バンドにおいてのみシード権を有するものとする。

### 第6条（会場・日程）

県大会の実施会場・日程などの必要事項は、山形県吹奏楽連盟理事会（以下理事会）で決める。

- 2 理事会は、毎年2月までに翌年度の県大会開催要項を決める。

## 第2章 実施部門および参加人数

### 第7条（実施部門）

実施部門は次のとおりとし、加盟団体は所属する一つの部門に参加できる。

- (1) 小学生の部（全日本小学生バンドフェスティバルステージ予選部門）
- (2) 小学生小編成の部（東日本学校吹奏楽大会予選部門）
- (3) 中学生の部（全日本吹奏楽コンクール予選部門）
- (4) 中学生小編成の部（東日本学校吹奏楽大会予選部門）
- (5) 高等学校の部（全日本吹奏楽コンクール予選部門）
- (6) 高等学校小編成の部（東日本学校吹奏楽大会予選部門）
- (7) 大学の部（全日本吹奏楽コンクール予選部門）
- (8) 職場・一般の部（全日本吹奏楽コンクール予選部門）

### 第8条（演奏者数の制限）

各部門の演奏者数は次のとおりとし、地区大会の申込時の人数を超えてはならない。ただし、指揮者はこの数に含まれない。

- (1) 小学生の部・・・・・・・・・・65名以内
- (2) 小学生小編成の部・・・・・・・・30名以内
- (3) 中学生の部・・・・・・・・・・50名以内
- (4) 中学生小編成の部・・・・・・・・25名以内

加えて、前年度の1・2年生の部員の合計が20名以内の団体、もしくは県吹奏楽連盟が認めた団体とする。

- (5) 高等学校の部・・・・・・・・・・55名以内
- (6) 高等学校小編成の部・・・・・・30名以内

加えて、前年度の1・2年生の部員の合計が25名以内の団体、もしくは県吹奏楽連盟が認めた団体とする。

- (7) 大学の部・・・・・・・・・・55名以内
- (8) 職場・一般の部・・・・・・・・65名以内

## 第3章 資格

### 第9条（参加資格）

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- (1) 小学生の部、小学生小編成の部
  - ① 単独校 同一小学校に在籍する児童による団体。
  - ② 合同バンド 部員数不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が学校長の許可のもと編成する団体。
  - ③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※<sup>1</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※<sup>1</sup>学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

(2) 中学生の部、中学生小編成の部

- ① 単独校 同一中学校に在籍する生徒による団体。(同一経営の学園内小学生の参加は認める。)
- ② 合同バンド 部員数不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生※<sup>2</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※<sup>2</sup>学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

(3) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生、中学生、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

(4) 高等学校小編成の部

- ① 単独校 同一高等学校に在籍する生徒による団体。(同一経営の学園内小学生、中学生、中高一貫校の中学生の参加は認める。)
- ② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

尚、参加形態②については、学校単位で参加できなくなる高校生に参加の機会を広げる趣旨で本県独自に認めるものであり、県代表になることはできない。ただし、高校の統合を前提とした合同バンドのみ東北大会への出場権を有する。

(5) 大学の部

同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(6) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

## 第10条 (指揮者)

指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。
- 3 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

## 第4章 演奏内容および演奏時間等

### 第11条 (演奏曲目)

各団体は、課題曲1曲と自由曲1曲を演奏すること。組曲等は1曲とみなす。ただし、小学生、小学生小編成、中学生小編成および高等学校小編成の部は自由曲1曲のみとする。

## 第12条（演奏内容）

課題曲および自由曲は、地区大会で演奏したものとす。課題曲、自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

## 第13条（課題曲）

課題曲は、全日本吹奏楽連盟で指定したその年の課題曲の中から1曲を選び、楽譜通りに演奏すること。ただし、全日本吹奏楽連盟がその年度に発する条件に留意すること。

## 第14条（自由曲）

著作権の存在する曲を自由曲とする場合は、事前に著作権者から、コンクール終了時までの演奏の許諾を受けて演奏しなければならない。（編曲を伴う場合も同様とする）

## 第15条（楽器編成）

全日本吹奏楽コンクール予選部門および東日本学校吹奏楽大会予選部門の楽器編成は次のとおりとする。

- （1）課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。
- （2）自由曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）その他スコアに指定された楽器編成で演奏すること。
- （3）コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハーブ、曲中のスキャット・ハミングの使用を認める。ただし、歌詞は認めない。
- （4）電子楽器、管楽器・ハーブ・コントラバスの反響板の使用は認めない。ただし、小学生小編成部門については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

2 小学生バンドフェスティバルステージ予選部門の楽器編成は次のとおりとする。

- （1）木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また、手具などの使用上のルールは全日本吹奏楽連盟が別途定めたものを適用する。
- （2）歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

## 第16条（演奏時間）

演奏時間は、課題曲と自由曲を合わせて12分以内とする。ただし、小学生、小学生小編成、中学生小編成および高等学校小編成の部は自由曲のみ7分以内とする。

2 演奏時間として計時するのは、課題曲の演奏開始（第1音の始まり）から自由曲の終了（最終音の終わり）までの連続する時間とする。自由曲のみの場合は、自由曲の演奏開始（第1音の始まり）から終了（最終音の終わり）までの時間とする。

## 第17条（出演順序）

各部門内の出演順序は、その年の大会直前の理事会で決定する。

## 第5章 審査・表彰等

### 第18条（審査員）

審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 審査員は原則として7名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

### 第19条（表彰）

表彰は各部門に、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。各賞の決定は別に定める審査内規による。金賞の団体にはトロフィーを授与する。

### 第20条（東北大会への推薦）

山形県代表として東北吹奏楽コンクール（以下東北大会）の各部門に推薦する。各部門の団体数は、東北大会の実施規定により次のとおりとする。

- (1) 小学生の部・・・全日本小学生バンドフェスティバル予選東北大会へ
- (2) 小学生小編成の部・・・東日本学校吹奏楽大会予選東北大会へ
  - (1)(2) あわせて3団体（同一部門として審査する）
- (3) 中学生の部・・・全日本吹奏楽コンクール予選東北大会へ4団体
- (4) 中学生小編成の部・・・東日本学校吹奏楽大会予選東北大会へ3団体
- (5) 高等学校の部・・・全日本吹奏楽コンクール予選東北大会へ4団体
- (6) 高等学校小編成の部・・・東日本学校吹奏楽大会予選東北大会へ2団体
- (7) 大学の部・・・全日本吹奏楽コンクール予選東北大会へ1団体
- (8) 職場・一般の部・・・全日本吹奏楽コンクール予選東北大会へ2団体

前年度の全日本吹奏楽コンクールにおいて金賞を受賞した団体は、東北吹奏楽連盟の規定により、シード団体として東北大会まで参加できる。ただし、その場合でも地区大会および県大会には規定に従って出場しなければならない。

### 第21条（失格等）

演奏時間を超過した場合、また、地区大会時の申し込み人数を超えて演奏した場合は失格とし、審査の対象としない。

- 2 演奏前に、この規定の一部に反していることが判明した団体を、出場停止とすることがある。
- 3 演奏後に、この規定の一部に反していることが判明した団体の賞を取り消すことがある。

## 第6章 その他

### 第22条（参加料等）

県大会に参加する団体は、参加申込時に参加料を添えて大会事務局に申し込まなければならない。なお、参加料及び入場料は当該年度の大会実施要項による。

- 2 参加料の他、大会参加に係る費用は、全て参加団体の負担とする。

### 第23条（実行委員会、大会事務局）

県大会を円滑に運営するために、大会実行委員会および大会事務局を組織する。

2 県吹連の役員と、主管する村山・置賜両地区吹連の全加盟団体で実行委員会を組織し、大会を運営する。

3 県吹連事務局と、主管地区の役員で事務局を組織し、大会の事務全般を処理する。

4 大会役員は次の通りとする。

大会 会 長 1名（県吹連会長）

〃 副会長 3名（主管地区吹連会長2名、朝日新聞山形総局長）

〃 実行委員長 1名（県吹連理事長）

〃 副実行委員長 2名（主管地区吹連理事長2名）

### 第24条（共催）

県大会の実施にあたっては、朝日新聞社が共催となる。

### 第25条（後援・協賛）

県大会の実施にあたっては、理事会が必要と認めた場合、後援・協賛団体をもつことができる。

2 後援・協賛団体からは、賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

## 第7章 改 正

### 第26条（改正）

この規定は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。

#### 《 付 則 》

この規定は、平成22年 5月21日 制定・施行する。

〃 、平成24年 5月23日 改正・施行する。

〃 、平成26年 2月19日 改正・施行する。

〃 、平成26年11月13日 改正・施行する。

〃 、平成31年 4月13日 改正・施行する。

〃 、令和 3年 5月 8日 改正・施行する。

〃 、令和 4年 5月 7日 改正・施行する。

〃 、令和 5年 5月11日 改正・施行する。

〃 、令和 6年 4月13日 改正・施行する。

〃 、令和 7年 2月19日 改正・施行する。

# 山形県吹奏楽コンクール 審査内規

## 第1条

この内規は、山形県吹奏楽コンクール実施規定第18条および第20条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

## 第2条（審査員の評価方法）

各審査員は、課題曲100点満点・自由曲100点満点で審査し、その結果を統合してA、B、Cの3段階で評価する。ただし、課題曲がない部門については自由曲のみ100点満点で評価する。

- 2 審査員は、審査説明会で示されたA、B、Cの割合を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数については、その年度の理事会で定める。
- 3 審査員はA評価の団体の中から県代表数+1団体を代表候補団体として選出し、それぞれ必ず1点以上の差をつけて上位順を表明する。

## 第3条（賞と代表の決定方法）

評価点の算出は次の通りとする。（代表数4の場合）

第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点、6位以下のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計を評価点とする。読み替える点数の設定については、出場団体数と代表数をふまえて、その年度の理事会で定める。

- 2 評価点の少ない団体から、概ね3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。
- 3 評価点の少ない団体から代表とする。
- 4 評価点が同点の場合は、審査員全員による決選投票を行う。

## 第4条

第2条、第3条に基づいて、大会会長が賞を決定する。

## 第5条

各団体が出演した部門内における審査結果は、その一部を主催者から各団体の責任者（顧問等）に公表する。

## 第6条

この内規は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。

<参考> 山形県吹奏楽コンクール実施規定 第20条より  
各部門の東北大会への推薦団体数

- |     |                |       |
|-----|----------------|-------|
| (1) | 小学生の部、小学生小編成の部 | 3団体以内 |
| (2) | 中学生の部          | 4団体   |
| (3) | 中学生小編成の部       | 3団体   |
| (4) | 高等学校の部         | 4団体   |
| (5) | 高等学校小編成の部      | 2団体   |
| (6) | 大学の部           | 1団体   |
| (7) | 職場・一般の部        | 2団体   |